

## 「海上輸送における核物質防護に関する検討会」議事要旨（第2回）

1. 日 時：平成18年3月20日（月） 13：30～15：00
2. 場 所：第3合同庁舎10階海事局会議室
3. 出席者：有富委員長、小田野委員、下田委員、田所委員、広瀬委員、藤原委員、星島委員（代理：戸ノ崎氏）、丸山委員、森委員  
(50音順)
4. 事務局：海事局検査測度課
5. 議題：(1) 海上輸送における核物質防護に関する今後の対応  
(2) その他
6. 議事要旨
  - (1) 事務局から、「海上輸送における核物質防護に関する今後の対応」について、説明があった後、質疑・意見交換がなされた。  
主な意見は以下のとおり。
    - ① 公共の港湾施設を使用して核物質の荷役を行う場合、荷送人において必要な措置を十分に行うものの、港湾管理者においても必要な措置が講じられるよう、国からの指導等を行うべきと考える。
    - ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、その漏洩に対して罰則が適用される可能性のある情報とその他の情報では、情報管理の方法に違いがあってもよいと考える。
  - (2) 質疑・意見交換の後、委員長から委員に対し、「海上輸送における核物質防護に関する今後の対応」に関する事務局案への賛否について諮られた。その結果、事務局案に特段の異議は無く、了承された。
  - (3) 事務局から、海上輸送における核物質防護に関する省令等の改正スケジュールについて説明があった後、更に、質疑・意見交換がなされた。  
主な質疑は以下のとおり。
    - ① 核物質の運送関係事業者への周知はどのように考えているのか。  
(事務局) 説明会を開催させて頂くことを検討している。
    - ② 防護措置の実施状況を確認する目的で、事務所への立ち入りを行うのか。  
(事務局) 危険物船舶運送及び貯蔵規則第99条の規定に基づく確認及び同規則第111条の規定に基づく積付検査により、防護措置の実施状況等について確認させて頂くことにしており、事務所への立ち入りは考えていない。ただし、ISPSコードへの適合性確認を目的とした事務所への立ち入りは行うこととなる。